



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 大光銀行  
代表者名 取締役頭取 古出 哲彦  
(コード番号 8537 東証第 1 部)  
問合せ先 総合企画部 武藤 敬介  
電話番号 (0258) 36-4111 (代表)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更（単元株式数の変更、  
監査等委員会設置会社への移行等）に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成29年6月22日開催予定の第115回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合及び定款一部変更（単元株式数の変更、発行可能株式総数の変更、監査等委員会設置会社への移行に係る変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しており、移行期限を決定し発表しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位となる単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当行株式の投資単位を東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上 50万円未満)とすることを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	96,714,000株
株式併合により減少する株式数	87,042,600株
株式併合後の発行済株式総数	9,671,400株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

【当行の株主構成】

（平成29年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	4,202名（100.0%）	96,714,000株（100.0%）
10株未満所有株主	274名（6.5%）	355株（0.0%）
10株以上所有株主	3,928名（93.5%）	96,713,645株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様274名（所有株式数の合計355株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数
2億株	2,000万株

(6) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の目的

- ①上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するとともに、上記「2. 株式併合（5）効力発生日における発行可能株式総数」に記載のとおり、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものがあります。なお、これらの変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則は削除するものいたします。
- ②平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容等を明確にすること、その他所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (3) 定款一部変更の条件

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

平成29年5月12日	取締役会決議日
平成29年6月22日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年6月22日（予定）	定款一部変更（単元株式数及び発行可能株式総数の変更を除く）の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	株式併合の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	発行可能株式総数の変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当行株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

【別紙】

株式会社大光銀行 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2 億株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役は、15 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～ 3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2,000 万株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当銀行の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、15 名以内とする。</p> <p><u>2. 当銀行の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、開催することができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当銀行は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、開催することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当銀行は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第30条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の員数)</p> <p><u>第31条</u> 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の選任)</p> <p><u>第32条</u> 当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(監査役の任期)</p> <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第29条</u> 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u>  <u>第39条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、開催することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 第6条 (発行可能株式総数) および第8条 (単元株式数) の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u></p>



(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

### Q 2 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

### Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の**売買単位(単元株式数)を100株に統一**することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を**5万円以上50万円未満**と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

### Q 4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更されます。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、**実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。**

**Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。**

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000 株	6 個	600 株	6 個	なし
例②	3,500 株	3 個	350 株	3 個	なし
例③	304 株	なし	30 株	なし	0.4株
例④	1 株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、例④）、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例④の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増または買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。**

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、**株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。**なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 5をご参照ください。

**Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。**

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当りの配当金を設定させていただく予定ですので、**業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。**

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、上記Q 5に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

**Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。**

A. 次のとおり予定しております。

平成29年 6月22日 定時株主総会日

平成29年 9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成28年 9月27日 売買単位が1,000株から100株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月 1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

A. **特に必要なお手続きはございません。**

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

※株主名簿管理人（お問い合わせ先）

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0 1 2 0 - 2 8 8 - 3 2 4（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9：00～17：00

以上